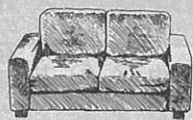


家財整理という生活支援 ——現場と制度の交差点

第5回 居住支援を阻んでいるもの



株式会社エッジ 経営戦略室室長
兼 那須烏山支店長
亀田考明



一枚。通帳もキャッシュカードもない。こうした手続きは、すべて元の夫に任せてきたという。離婚後、書類や預金は親族の手に渡り、戻ってこなかった。

身分証がなければ、部屋を借りることは難しい。30分で終わるはずの相談は、ゆーに1時間を超えた。

◇ ◇ ◇
高齢者や障害者、低所得者らの住まい探しを支える取り組みを「居住支援」という。家賃滞納や孤独死への不安から貸し渋りが起きるなか、都道府県が「居住支援法人」を認定し、住まいの確保を後押ししている。当社もその一つだ。

この4年間で受けた住まいの相談は約200件。このうち、実際に住まいを確保できたのは約30件にとどまる。残る170件は、住まいまでたどり着けない。相談に来ながら自分の素性を明かしたがいらない人もいる。ある日を境に連絡が途絶えることもある。

だが、多いのは、緊急連絡先を用意できないという理由だ。ほぼすべての貸主が緊急連絡先を求める。保証人を求められる物件もあるが、保証人は家賃債務保証会社を利用すれば代替できる。一方、緊急連絡先を

代わりに引き受ける仕組みは、まだ十分とはいえない。

その人を気にかける「一人」がない。それだけで、住まいを見つけられない人がいる。

◇ ◇ ◇
5度の打ち合わせを重ね、4月下旬、女性は新しい部屋で暮らし始めた。生活保護受給者向けに部屋を貸し出している男性が所有するアパートの一室である。家賃は3万5000円。

本来なら、身分証がないまま契約することは難しい。それでも男性は事情を理解し、入居後にマイナンバーカードを取得することを条件に受け入れた。男性は話す。

「些細なきっかけで生活困窮者になりかねない時代で、決して他人事ではありません。生活を立て直すには、まず衣食住を最低限保障することが大切だと思います」

案内できる部屋は多くない。それでも内見をすれば、不満の声を聞くことは少なくない。住む場所を選びたいという気持ちは、置かれた立場とは関わりなく残る。

◇ ◇ ◇
居住支援には補助金がある。だが、年間50件近い相談を受け、物件を探

し、本人や行政、大家との調整を重ねる時間を考えれば、決して十分とはいえない。

それでも続けるのは、断れば、その人の行き先がなくなるからだ。住まいに関する困りごとを、特定の事業者だけで支えるのは限界がある。

国は市町村に対し、居住支援協議会の設置を努力義務としている。しかし、国土交通省によると、2026年3月末時点で市区町村単位の協議会は137。全国1741市区町村の1割にも満たない。

住まいを失う不安を抱える人は、これからもなくなるらない。受け皿がなくとも、相談は変わらずあり続ける。行政だけでも、民間だけでも支えきれない。それぞれが役割を持ち寄り、支え合う仕組みを広げていくことが求められている。W

亀田考明 (かめだ たかあき)

2018年に大手新聞社に入社後、栃木県政キャップや本社政治部などを担当。記者時代の取材を通じて、ダイヤモンド・プリンセス号のコロナ除菌を手がけたエッジとの出会う。昨年7月、「超高齢社会の最前線を見たい」との思いから一念発起し、家財整理・遺品整理業界へ。同社の経営戦略室長として企業戦略の立案・実行に携わる傍ら、孤独死やセルフネグレクト、廃棄物問題など、さまざまな現場から情報を発信している。とちぎ未来大使。